## 【小施策評価(平成30年度実績評価)】

小施策の総合計画における位置付け

 基本目標
 1
 人がいきいきと暮らすまちづくり
 小施策主管課等
 消費生活センター

 施策
 8
 安全・安心な暮らしの確保
 評価責任者
 長澤博司
 内線 6001

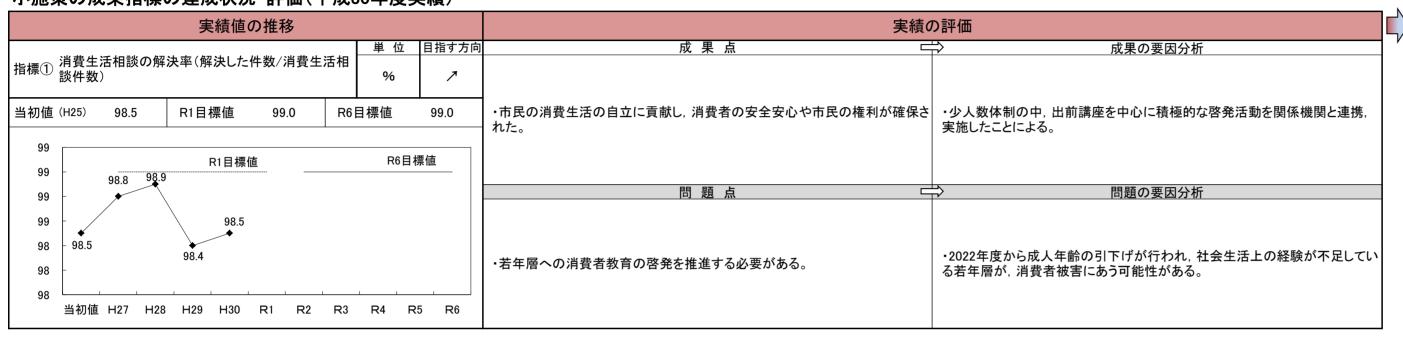
 小施策
 8-7
 消費者の自立支援
 本村 寛之
 内線 6005

作成者

## 小施策の概要

	小旭泉の似安	
	現状と課題(総合計画実施計画から転記) □	L 取組の方向性(総合計画実施計画から転記)
	悪質商法や振り込め詐欺などの被害が多いことから、消費者被害の救済やその予防など、消費者の保護と自立支援への取組を進める必要がある。そのため、消費者教育の総合的・一体的な推進や消費生活の安定・向上を目指す施策の推進など、市民や関係機関を巻き込んだ取組が重要となる。また、消費者安全の確保のため地域ネットワークをより持続可能なものとすることが急務となっている。	年々増加する複雑な消費生活相談や苦情に対応するため、地域や関係機関と連携した相談体制の整備と消費 者の自立支援に向けた啓発活動の充実を図る。
$\dashv$	対象(誰(何)を対象として行うのか)	意図(具体的に対象をどのような状態にしたいのか/対象+成功状態)
	市民	消費生活に係るトラブルを抱えている市民が救済される。

## 小施策の成果指標の達成状況・評価(平成30年度実績)



## 今後の方向性(令和元年度以降)

評価を踏まえた取組の方向性 ★…R1年度着手済または着手予定 ☆…R2年度以降の着手を検討

★ 若年層への消費者教育の啓発を計るため、教育委員会との連携による学校での出前講座を含めた啓発活動の手法を検討する。

☆1 検討した啓発活動の手法について、校長会や学校へ説明し、活用の促進を図る。